

# ○大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で製造業を営む中小企業者の設備更新による光熱費等削減及び生産性の向上による競争力強化を実現するとともに、事業者の脱炭素経営を支援するため、エネルギー消費効率の高い設備への更新に対して、予算の範囲内で交付する大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E製造業に分類される事業をいう。
- (2) 中小企業者等 本市に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) みなし大企業 中小企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
  - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウまでのいずれかに該当する者が所有している者
  - オ 上記アからウまでに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (4) 大企業 中小企業者に該当しない企業をいう。
- (5) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。
- (6) 生産設備 国の省エネルギー投資促進支援事業費補助金に基づき一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型（以下「Ⅲ）設備単位型」という。）の補助対象設備のうち生産設備に区分される設備をいう。
- (7) ユーティリティ設備 Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のうちユーティリティ設備に区分される設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者及び従業員が暴力団員（大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金等と補助金の交付の対象となる経費が重複していない場合は、補助対象とする。
- (4) 国の中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金による事業に基づき一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断等（以下「省エネ診断」という。）を、第8条の規定による事業計画認定申請の日以前2年の間に受診したことがあること。
- (5) みなし大企業に該当しないこと。
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する経営自己診断システムにおける連続する直近2か年の決算情報に基づく総合分析結果において収益性の平均得点が直近2か年平均で8.0未満であること。
- (7) 同一年度内に第9条第1項に規定する認定（以下「事業計画の認定」という。）を受けていないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、市内の事業所に設置する生産設備及びユーティリティ設備とする。ただし、ユーティリティ設備については、第6条に規定する補助対象経費が45万円以上となるものに限る。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者等が省エネ診断の結果に基づき、既存の設備から補助対象設備へ更新する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業計画の認定の日において着手していないもの
- (2) 事業計画の認定の日の属する年度の翌年度の2月末までに完了するもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の導入に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち次に掲げるものをいう。

- (1) 補助対象設備の購入及び設置に要する費用
- (2) 設計に関する費用

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1中小企業者等につき、生産設備及びユーティリティ設備それぞれに対して1回限りとする。

(事業計画認定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、市長が指定する日までに、大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金事業計画認定申請書(第1号様式。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、生産設備及びユーティリティ設備に係る申請を同時に行うことはできない。

- (1) 実施計画書(第2号様式)
- (2) 企業の事業概要が確認できる書類
- (3) 補助対象設備の規格等詳細が確認できる書類
- (4) 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
- (5) 更新する既存設備の写真
- (6) 省エネ診断報告書等の写し
- (7) 直近の2期分の決算書類の写し(貸借対照表、損益計算書、個別注記表等)
- (8) 直近の決算情報に基づく経営自己診断システム総合分析結果の写し(2期分)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(計画の認定等)

第9条 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定又は不認定を決定するものとするとともに、その結果について、大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金事業計画認定(不認定)通知書(第3号様式。以下「計画認定(不認定)通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査において、次に掲げる認証等の取得状況を考慮することができる。

- (1) あいち女性輝きカンパニー認証
- (2) 経済産業省が実施する健康経営優良法人認定
- (3) 大府市働きやすい企業表彰

3 市長は、第1項の規定により、事業計画を認定しようとするときは、必要な条件を付することができる。

(計画認定の取消し)

第10条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
- (2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認められるとき。

(補助金の交付の申請)

第11条 事業計画の認定を受けた補助申請者は、補助対象事業が完了した年度の末日までに、大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金交付申請書(第4号様式)

式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第5号様式)
- (2) 補助対象経費の支払い等を証する書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況及び実施結果が確認できる写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第12条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金交付決定通知書(第6号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、補助申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定通知書の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、大府市カーボンニュートラル推進生産設備導入支援補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(補助金の不交付等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 次条第1項に規定する承認を受けないで、財産を処分したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたとき。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項に規定する承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第16条 市長は、補助申請者及び補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に事業計画の認定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

設備区分	補助率	上限額
生産設備	2分の1以内	500万円
ユーティリティ設備	3分の1以内	100万円